

許可番号 第04321075268号

## 産業廃棄物処分業許可証

優良

住 所 熊本県熊本市中央区水前寺三丁目3番25号  
氏 名 河津造園株式会社  
代表取締役 先崎 尚祐

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 木村 敬



許可の年月日 令和7年(2025年)3月12日

許可の有効年月日 令和14年(2032年)3月11日

## 1. 事業の範囲

事業の区分	処理方式	取り扱う産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く)
中間処理業	破砕	木くず(「石綿含有産業廃棄物」及び「水銀使用製品産業廃棄物」を除く。)以下余白
	破砕 (移動式)	木くず(「石綿含有産業廃棄物」及び「水銀使用製品産業廃棄物」を除く。)以下余白

## 2. 事業の用に供するすべての施設

種類	設置場所	設置年月日 許可年月日 許可番号	処理能力
破砕①	熊本県上益城郡益城町大字小谷字戸次道1323番5	平成30年(2018年)12月5日 平成30年(2018年)10月12日 第中-269号	148 t / 日 (8h)
破砕②	熊本県上益城郡益城町大字小谷字戸次道1323番5	平成30年(2018年)2月20日 平成29年(2017年)9月21日 第中-257号	80 t / 日 (8h)
破砕 (移動式)	処理の実施場所：熊本県内一円(熊本市を除く。) 駐機場：熊本県上益城郡益城町大字小谷字戸次道1323番5	平成24年(2012年)6月26日 平成24年(2012年)6月20日 第中-228号	456 t / 日 (8h)

## 3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成13年(2001年)3月12日付けで新規許可
- (2) 平成14年(2002年)5月24日付けで事業範囲の変更許可(処理方式に「破碎」を追加)
- (3) 平成17年(2005年)6月29日付けの変更届出により破碎施設を追加
- (4) 平成18年(2006年)5月12日付けで更新許可
- (5) 平成20年(2008年)6月10日付けの変更届出により破碎施設を追加及び破碎施設(設置年月日:平成13年(2001年)1月31日、処理能力:200t/日(8h))を廃止
- (6) 平成22年(2010年)4月26日付けで事業範囲の変更許可(処理方式に「固化(ペレット化)」を追加)
- (7) 平成23年(2011年)3月30日付けで更新許可
- (8) 平成24年(2012年)8月23日付けの変更届出により破碎(移動式)施設を追加及び破碎(移動式)施設(設置年月日:平成13年(2001年)1月29日、処理能力:200t/日(8h))を廃止
- (9) 平成26年(2014年)10月31日付けの変更届出により優良基準適合確認
- (10) 平成27年(2015年)11月4日付けの変更届出により破碎施設を追加及び破碎施設(設置年月日:平成20年(2008年)5月15日、処理能力:352t/日(8h)、設置許可番号:第中-200号)を廃止
- (11) 平成29年(2017年)8月1日付けの変更届出により処理方式のうち「固化(ペレット化)」を廃止及び固化(ペレット化)施設(設置年月日:平成22年(2010年)2月5日、処理能力10.43t/日(16h))を廃止
- (12) 平成29年(2017年)10月6日付けの変更届出により破碎(移動式)施設の駐機場変更(旧駐機場:熊本県上益城郡益城町大字小谷字戸次道1323番5)
- (13) 平成30年(2018年)3月8日付けの変更届出により破碎施設を追加(既存の破碎施設の種別を「破碎①」とし「破碎②」を追加)
- (14) 平成30年(2018年)4月25日付けの変更届出により住所変更(旧住所:熊本県熊本市東区长嶺東三丁目4番40号)
- (15) 平成30年(2018年)5月24日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者:河津 正秀)
- (16) 平成30年(2018年)6月27日付けで更新許可及び優良基準適合認定
- (17) 平成30年(2018年)12月13日付けの変更届出により破碎①施設を入替(旧施設の設置年月日:平成27年(2015年)10月30日、処理能力:352t/日(8h)、設置許可番号:第中-243号)
- (18) 令和3年(2021年)4月16日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者:小野 晃良)
- (19) 令和6年(2024年)1月26日付けの変更届出により破碎(移動式)施設の駐機場変更(旧駐機場:熊本県上益城郡益城町大字小谷字戸次道1334番1)
- (20) 令和7年(2025年)3月5日付けで更新許可及び優良基準適合認定

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 「無」

備考

「優良」の表示は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力・実績を有するものとして環境省令で定める基準に適合すると認められたことを示すものです。